

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

## 一般質問＜個人＞発言通告書

令和6年8月26日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 伊藤真規子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p><b>こども条例とこども会議について</b></p> <p>市は、令和8年度中にこども条例を制定するために、こどもの権利に関する庁内研修や市民向けの勉強会を行い、2025年3月からは子どもたち自身が参加するこども会議が開かれる予定である。</p> <p>(1) 子どもの権利条約では、子どもは生まれながらに人権を持つ「権利の主体」であり、また「保護の対象」でもあると捉えるものである。日本は1994年に批准している。また、子どもの権利条約に定めた4つの原則を実現するため、2023年にこども基本法が施行された。このような条約と基本法に加えて、本市がこども条例を制定することで、特にどのような変化を求めるか。</p> <p>(2) こども条例制定に当たり、こども会議はどのような役割を果たすものか。</p>	
2	<p><b>防災について</b></p> <p>令和3年3月に発表された市国土強靱化地域計画では、南海トラフ地震での住宅倒壊は約70棟、避難者は1日に約400人、1週間後に約2,500人と想定されている。防災訓練といえば避難所運営が中心となりやすいが、昨年は自宅ですることができる防災訓練が実施された。本市のウェブサイトでも、近年では、避難の必要がない方には在宅避難を勧</p>	

	<p>めている。</p> <p>しかし、住宅が倒壊せず、家具が固定されている状態であっても、住宅内で皿や照明など危険な物が散乱したり、上下水道やトイレが使えない、停電により電話やネットが使えない、冷暖房が使えない、食料の備蓄が尽きるなどの状態も考えられ、支援が必要である。</p> <p>(1) 在宅避難を勧めるようになったのはいつからか。</p> <p>(2) 現在の計画において、在宅避難者を十分に支えられるような仕組みになっているか。</p> <p>(3) 避難所利用者が以前より少ない想定となると、避難所運営の仕方や利用方法も変わってくると思うが、そのような変化も反映されているか。</p> <p>(4) 子どもの留守番時など、大人の目が届かない状況で地震が起きる場合もある。市は、そのような場合を想定した対策をとっているか。</p>	
--	---	--